

ペルー憲法史における「共和国大統領」の誕生（二・完）

川畑 博 昭

目次

はじめに

第一章 独立宣言と国家形態論

第一節 独立後の「暫定規約」と「独裁的」統治

第二節 立憲君主派の思惑

(一) 独立当時の政治思想的潮流

(二) プロテクトールの国家構想

第三節 国家形態論における立憲君主派と共和派の攻防

(一) 立憲君主派の論拠

(二) 共和派の理念

第四節 立憲君主派の追放（以上、二〇九号）

第二章 革命的状況下での統治形態論

第一節 憲法制定議会の開設とプロテクトールの辞任

第二節 憲法制定議会における統治形態論争

(一) 憲法制定議会の性格をめぐる二つの立場

(二) 「ペルー最高統治評議会」の設置

(三) 「ペルー最高統治評議会」をめぐる評価

第三章 「共和国大統領」の誕生

第一節 一八二二年ペルー共和国政体基礎法における「共和制」の導入

第二節 初代「大統領」の選出とその背景事情

(一) 憲法制定議会をとりまく政治経済状況

(二) 「共和国大統領」の選出

第三節 一八二三年憲法における「共和国大統領」の性格

おわりに (以上、本号)

第二章 革命的状況下での統治形態論

共和派の国家形態をめぐる論争上の勝利とモンテアグードの国外追放事件によって、共和派が優勢を占めつつあったペルー国内は、しかし同時に、なお独立解放軍の勝利が得られない厳しい状況が継続していた。そのような

中で憲法制定議会議が開設され、プロテクトールが辞任し、さらには憲法制定議会議において、そうした状況への対応にあたる行政府の形態をめぐって激しい論争が繰り広げられた。以下では、ペルーが当初から、大統領という独任制の行政機関を念頭に置いていたわけではなく、本稿の冒頭で引用したプラナスが述べたように、「合議制型行政機関の設立といういくつかの試み」を経験していたことを明らかにしたい。なぜならそれは、のちのペルー憲法史における「大統領制」の特徴を成すものとなっていくからである。

第一節 憲法制定議会議の開設とプロテクトールの辞任

一八二二年一月二七日付決定において、サン・マルティンは一八二二年五月に憲法制定議会議を開設する決定を告示した。同決定によれば、(一)一八二二年五月一日に首都リマにおいて、既に解放されたペルーの各県から成る憲法制定議会議 Congreso General Constituyente を招集すると同時に、未だ解放されていない県からは代理議員が選出されることになった。その目的として、(二)ペルーの領土およびペルー人民が置かれている状況に鑑みて、最終的な統治形態の確定とペルーにもっとも適合的な憲法を制定することがあげられた。そのために、(三)最高裁判所判事、地方政府、教会、市民から選出される七名の個人から成る委員会を設け、これが一ヶ月以内に、議会で代表されるべき住民の数を明記し、議会議の選出計画を起案し、(四)同委員会が議会議の作業の下手となる憲法草案を起草すること、最後に、(五)各県の知事は住民調査を行い、その結果を三ヶ月以内に国務省に提出すること、などが定められていた。

一八二二年四月二六日、サン・マルティンの最高代理であったトレ・タグレによって、次期選挙について定めた

規定 *reglamento*⁽³⁾ が公布された。それによれば、七九名の正規の議員 *diputados propietarios* と三八名の代理議員が選出されることが規定されたが、全一一県の内て議員を選出したのは、独立解放軍によって占められていたわずか五県（リマ、タルマ、ワイラス、トゥルヒーリヨ、ラ・コスタ）であり、なおスペイン軍の権力の下に置かれていた残りの県については、それぞれの県の出身者でリマ在住者が任命した⁽⁴⁾。

一八二二年九月二〇日午前一〇時、政府官邸において、ペルー史上はじめての憲法制定議会が招集され、五一名の議員が出席した⁽⁵⁾。同日から開始された本会議において、コルメナーレス (*Manuel Antonio COLMENARES*) が、サン・マルティンがペルーの独立のために行った数々の偉業ゆえに、彼をペルー軍の「元帥 *Generalísimo*」と宣言すべきこと提案し、議会はこれを承認した⁽⁶⁾。また同日夜の特別本会議でアルセ (*Mariano José de ARCE*) が行った提案をもとに、議会はサン・マルティンを、「ペルーの自由の創設者 *Fundador de la Libertad del Perú*」と宣言することも決定した⁽⁷⁾。

既に触れた一八二二年八月三日の決定において、サン・マルティンは自らをペルーのプロテクトールと宣言した際、ペルー国家の全領土が解放された瞬間に辞任する旨宣言していたが、特別本会議が開催されていた二〇日夜議會宛に送付した書簡の中で、議会在可決した称号のみを受ける旨表明した⁽⁸⁾。同日夜、ペルーを出国する際に彼が発した宣言は、後に取り上げる統治形態論との関わりで、重要な意味を持っていた——「幸運に恵まれた一軍人の存在は、彼が如何に無欲であろうとも、再度建設されようとする諸国家にとつては恐るべきものである。他方で私は、主権者になりたいと欲している者たちの発言に辟易している。しかしながら私は、ペルーの自由のために最後の犠牲を払う用意があるが、それは単なる個人の資格としてであつて、それ以上ではない。同朋よ、私がこれまでペルー国家のために行つてきたこと *conduca pública* については、一般に物事がそうであるように、意見が分かれる

であろうが、真の審判は後世の子孫たちが下すであろう。ペルー国民よ、ここに国民代表機関が開設されたものとする。汝等がそれに対して全面的な信頼を寄せるのであれば、汝等は勝利の讃歌を歌うがよい。さもなければ、アナキーが汝等を食い尽くすであろう。汝等の行く末が成功によって導かれ、幸福と平和で満たされんことを願う。⁽¹⁾

サン・マルティンの辞任と「称号」付与の出来事は、「主権的」憲法制定議会の設置によって、「主権的」権力が、事実上、サン・マルティンから憲法制定議会へと移行することを、意味していた。この点に関して、上記書簡でサン・マルティンが、「私が既に手放した権力と軍に密接に関わるペルーにおける私の存在は、主権的機関とも、また私自身の意見とも、両立不可能なものである」(傍点は引用者)と述べていたことには注目してよい。サン・マルティンの辞任の歴史的意義について、「自らの誤謬と欠陥とはまったく別に、サン・マルティンは決して身売りをしない単独の人間の冷静な英雄的気質を意味している」と評価する向きもある。立法権および行政権を掌握し、事實上、「主権的独裁者」として君臨したサン・マルティンを中心に形成されていた統治構造は、しかしながら、その後憲法制定議会という別の「議会の独裁 *dictadura del Congreso*」⁽²⁾によって、その後もペルーの統治の現実の中で脈々と存在し続けることになる。そうだとすると、ここでの違いは、それが独任制か合議制かに求められるだろうが、次節で扱う「ペルー最高統治評議会」の設立をめぐる議論は、憲法制定議会が立法権のみならず行政権をも掌握し続けようとしたことを示している。

注

(1) Pedro PLANAS SILVA, *Regímenes políticos contemporáneos*, Fondo de Cultura Económica, Lima, 1997, p.70.

- (2) *Gaceta del Gobierno*, Num. 50, p. 203, sábado 29 de diciembre de 1821, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, *Colección Documental de la Independencia del Perú Tomo XV Primer Congreso Constituyente Volumen 1º*, Lima, 1973, pp. 3 | 4.
- (3) *Gaceta del Gobierno*, T.II, Nos. 38, 40, 41, 42 y 43, 11, 18, 22, 25 y 29 de mayo de 1822, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 1º), pp. 7-16.
- (4) 新たな議員は憲法制定議会開設後、議会を構成してこゝへんになせ。
- (5) Jorge BASADRE, op. cit. (1983), p. 4.
- (6) Congreso Constituyente, *Actas de las Sesiones Públicas de la sesión del 20 de setiembre de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 1º), p. 118.
- (7) Congreso Constituyente, *Actas de las Sesiones Públicas de la sesión extraordinaria del 20 de setiembre de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 1º), p. 121.
- (8) Jorge BASADRE, op. cit. (1983), p. 2.
- (9) サン・マルティンの書簡に「Congreso Constituyente, *Actas de las Sesiones Públicas de la sesión extraordinaria del 20 de setiembre de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 1º), p. 463.」再録を述べた。
- (10) 前掲注(9)の書簡でサン・マルティンは、その理由を「喜んで『称号』のみを受けずるつもりでしたが、この称号により、私がこの国に対して行った短期間の任務に対する貴議会の承認が刻み込まれるからであります」と述べていた。
- (11) Jorge BASADRE, op. cit. (1983), p. 6. 同箇所はまた「この宣言がペルー人に知られるのは、サン・マルティンの出国後のことであつた」と指摘する (Ibid.)。
- (12) Jorge BASADRE, op. cit. (1983), p. 8.
- (13) Manuel VICENTE VILLARÁN, op. cit., p. 485.

第二節 憲法制定議会における統治形態論争

憲法制定議会が開設されるや否や、議長に選出されたルナ・ピサロ（Javier de LUNA PIZARRO）は、次のように宣言した——「ペルー憲法制定議会が確立し設置されたことにより、主権は本質的に国民＝国家 *nacion* に存し、その行使は国民を正統に代表する議会に存する」⁽²⁾。そして同日から翌日にかけて、ここにいう「主権」が存する「国民＝国家」と、その行使の任にあたる「主権的議会」⁽³⁾が、どのように国家権力の一作用たる「行政権」⁽⁴⁾を行使しているのかの議論が展開される⁽⁵⁾。それは、アルセ議員が行った三つの提案を議題として開始され、これが、合議制行政府たる「ペルー最高統治評議会 *Suprema Junta Gubernativa del Perú*」（以下、「統治評議会」と略記）の設置へと連動していくことになる。ピリヤランに倣っていえば、「議会の多数は旧絶対主義的体制への対抗的な急進民主主義的感覚の者たちから構成されていた」⁽⁶⁾のであり、憲法制定議会設置の時点で「共和制」が採用される可能性は高まっていた。

アルセはまず、「議会における主権行使が宣言され、それは一般的には、立法、行政、司法の三権力を含むと把握されている。しかしながら議会が、自らの決定が遵守されることを確保するために、可能な限りあらゆる権威を保持しようとも、異質で孤立し議会から分離した行政権ならば、それがどれほど議会自身の手による被造物 *hechura de Dios* であろうとも、かつて摂政のひとりがカデイス議会に対して行ったように、議会に対する反対勢力を形成する危険に晒される」⁽⁷⁾と述べ、以下についての審議を要求した。第一に、議会の支配下にある全領域において、議会が立法権とは別に、当面行政権を保持すべきであること、第二に、議会は行政権を、過半数によって選出される三名の議員によって構成される委員会を通して行使するものとし、外交交渉およびその他の困難をとまなうあらゆる任

務についての決定は議會に留保されること、最後に、憲法制定後にこの委員会は任務を終了し、正式な行政機関が任命されるものとするが、委員会の構成員であった者はそれに加わることはできない、とするものである。⁽⁹⁾この審議要求は同日可決され、翌日から順に審議されていくが、ここで主要な対立軸となった論点は、議會が立法権のみならず行政権をも保持するとする第一の提案をめぐってであり、次に、第二の点が表示した三名という委員会構成員数の適否についてである。予めこれを要約すれば、次のようになる。⁽¹⁰⁾すなわち、憲法制定議會による行政権の行使を主張する立場は、同議會の性格を國家の最高権力機関と見ることを意味する。これに対して、行政権の分離を説くもう一つの立場には、憲法制定議會を通常の立法機関と捉える前提がある。換言すれば、前者では、憲法制定議會の「主権的」性格を要求する現実の政治状況の中で、論理的には「権力の集中・統合」の契機を含み、だからこそ後者は、「権力分立」を規範論的要請として提示するのであるが、それ故に政治状況をめぐる認識にも一定のズレを生ずるのである。以下では、便宜的に、前者を「國家最高権力機関」説、後者を「立法機関」説と整理した上で、若干の分析を加えることにする。⁽¹¹⁾

(一) 「憲法制定議會」の性格をめぐる二つの立場

(a) 「國家最高権力機関」説

憲法制定議會の「主権的」性格に依拠して行政権行使の形態を論じるのは、「協会」では君主制批判を展開し、ここでは論争の火つけ役ともなったアルセ (José Mariano de ARCE) であった。⁽¹²⁾彼は行政権の定義について、これが軍、國有財産、自由な雇用創出などの権能を備えた諸事務の掌理の意味だとすれば、憲法制定議會が自ら行政権を手放し、その強制的任命権およびその固有の権限の制限なしに、他の者の手に当該権力を委ねることは、主権的機

関の自由と安全を明白な危険にさらすことと同義だと述べる。そして彼は、問題は行政権の行使の問題にあるのではなく、国務統括機関 *despacho nacional*、または地方と国家の上下部政府との意志疎通手段 *conduco de comunicacion de las provincias con las autoridades superiores e inferiores del Estado* であるとして、「議会は単なる立法府ではなく、権力の配分と分離は、市民の自由と安全を攻撃する様相もしくは組織を伴いながら憲法を起草することと同義である」（傍点は引用者——特に明記しない限り、以下同）と主張した。さらに彼は、「∴議員やあらゆる国家官吏の判断にとつてはあまりにも必要とされているように、実際に議会は、司法権はなおのこと、この権力は手放してはならない」と述べ、モンテスキューに言及するジェファーンソンが、憲法制定議会は、改めてひとつの国家を建設しようとしている非常事態において存在するものであると述べていることを引きながら、憲法制定議会は「単なる立法に固有の通常の政治原則に従うものではない」と述べた。

オテロ (Miguel OTERO) も非常事態における憲法制定議会による行政権の保持を主張する。彼は、「議会から永遠に行政権を切り離し、議会外の人物に付与するか、またはその管理運営を議会内の者に委任することによつて議会在が行政権を保持する場合、現在我々が置かれている状況に鑑みれば、それに規定されつなされる決定が、国家の存立またはその現実の解体を意味することは不可避であり、きわめて困難で危険な課題である」と述べる。彼は、いかなる憲法も統治形態も行政権の権能の限界を定めることはできず、議会から行政権を剥奪し、無制限にこれを他の者に付与することは、この者が状況を巧みに利用することを可能とすることから、いつそう危険であると指摘する。そこで彼は、恒常的な憲法が定められるまでの間、議会在が行政権を保持し、その行使は議会在内部の構成員に委任し、より迅速な対応をはかる目的から、可能な限り少数の構成員を任命すべきとした。

オルティス (Ignacio ORTIZ DE ZEVALLOS) は、憲法制定議会在が事実上も法的にも、その主権が及ぶ当該国家全

領域において完全な主権を有するのに対し、通常の立法機関は立法機関そのものに先立って制定された憲法の限界に服するとする。⁽¹⁴⁾そして彼は、この原理の下では「ペルーの議会は憲法制定機関として、立法と司法の上でも下でもない行政権を自らの内に留保している」とする。主権そのものにとつて、本質的に法の定立、執行、適用という最高の権力に存するが故に、憲法制定議会自ら行政権を手放すことはできないのである。これらは、その淵源においては分離不可能であり、国民代表という同一の原理から生まれる権限であると述べる。そして彼は、アルセによつてなされた提案は「あまりにも単純」であり、憲法制定議会がたつた今、主権は国民にあり、その行使は憲法制定議会にあると宣言したのであればなおさら、国民の本質的権限の一つである行政権を保持する旨の宣言を行わないことは許されず、統治能力のある一人か複数の人物の選出手続きを進めるべきであると述べた。

ホセ・グレゴリオ・パレーデス (José Gregorio PARDESES) も、憲法制定議会を「国家最高権力機関」説に立つものと見てよい。なぜなら彼は、安定的かつ恒常的な秩序における立法権と行政権の統合は、市民的自由 *libertad civil* の享受とは相容れないが、そうした権力の一時的統合を正当化する例外状況は起こりうるのであり、それこそ現在のペルーが遭遇しているものであると述べるからである。⁽¹⁵⁾そして、両権力の限界を定めるいかなる法律も規則も存在しないことから、行政機関を議会から切り離すかどうかの複雑な問題が起こることになり、「行政権は公益に関わる国務の統括を犠牲にして、自らの権限を容易に行使できない麻痺状態に陥るのか、それとも議会が自由の制限、あるいは、ともするとその破壊を避けるために付与しようとしなかった権限を篡奪することになるのではないか」と指摘する。その上でパレーデスは、サン・マルティン元帥がペルーから離れることによつてもたらされる士気の混乱は、そうした懸念を増大させているとして、憲法が制定されるまでの間、主権的議会に行政権を残すとする立場に賛成した。⁽¹⁶⁾パレーデスは続けて、こうした立場への批判は、憲法制定議会選挙の第一の目的であつた国家

の救済ということの重要性に鑑みれば論駁されるものであるとして、憲法制定議会の中の行政権という定式化はそれほど新しいものでも独特のものでもなく、フランスの憲法制定国民議会の例と、「暫定規約」の前文が述べたように二つの権力を掌握したサン・マルティンの例を引きながら、「急迫必要性の法則 *imperiosa ley de la necesidad*」によつてこの立場は正当化しようと述べた。⁽¹⁷⁾

ラ・エルモサ (*Tribunio José de LA HERMOSA*) は「新国家構造において、二つの『契約』*pactos* と一つの『決定』*decreto* は本質的な基礎である」と述べ、彼の議論にも「権力の集中・統合」の視点を読み取ることができる。彼によれば、第一の契約はベルー国家全体の「統合」であり、第二の契約は選挙民と代表との間のものである。「決定」とは統治形態を明らかにするものである。こうした枠組みを前提に、彼は、今なお副王軍に占領されているトゥルヒーリヨ県の人々の明確な意思の表明が国家建設にとつては不可欠であり、国家「国民主権 *Soberanía Nacional*」は総体としての憲法制定議会に存するのであつて、権力の分立は、自由な諸県が統合された後の国家形態についての議論まで留保されるべきだとする。⁽¹⁸⁾ したがつて彼の議論では、当面、憲法制定議会がその全機能において立法を有し、行政、司法権をも保持し、行政権については議会から選ばれた委員が政府を構成し、司法は裁判所および裁判官が通常の訴訟の審理にあたるものとされる。そして彼は、「主権に相当する最終的な手段は（議会に——筆者注）留保される」として、当分の間、議会から行政権を分離することは適當ではなく、何よりもトゥルヒーリヨ県の明白な意思によつて統合強化を急ぐべきであると説いた。⁽¹⁹⁾

最後に、議長ルナ・ピサーロも「国家最高権力機関」としての憲法制定議会の性格を強調した。彼は、国民はその代表者に建国の権力を付与し、彼等に主権を委任し、誰よりも彼等がそれを行使すべきものとする。彼によれば、国民は彼等に行政権の担当者を選任する権能を与えたが、それは、憲法制定以前ではなく、その後に行うことが

条件とされており、それは国民が、恣意ではなく、害悪を回避するような条項と法律に従った権力作用の行使を欲するからである。さらに彼は、暫定的行政権は国民に対する責任を負うものでなければならぬが、自らの権利および義務を事前に知らずして、何故にして責任を全うすることができるのかと問い、そうした権力の限界が明確でなければ、当該行政権が負う責任は無効となるだろうと述べる。⁽²¹⁾ 以上の所論から、彼は、フランスの国民公会の例はペルーには適用できないとして、その理由を、「行政権を保持した国民公会は、当該権力を流血の場面にまでもたらし、それを、自分自身とは異なり自らを超越するものとして作り出した」⁽²²⁾ からだと述べる。そして当時のフランスと現在のペルーの状況に如何なる共通性があるのかと問い、「ここでようやく光が生まれようとしている時に、パリは稲妻の源となり火事を引き起こす。ペルーの慣習、ペルー人の平和的気質、あらゆるものが、フランス人のそれとは反対の方向に進んでいた」と結論づけるのである。⁽²³⁾

(b) 「立法機関」説

「国家最高権力機関」説の立場に対するのは、憲法制定議会を通常の「立法機関」と捉え、「権力分立」論に依拠して、行政権の組織編成を構想する立場である。もともとこの立場でも、憲法制定議会の「国家最高権力機関」としての性格は否定されておらず、ここでの「権力分立」が「権限配分」の問題であることは自覚されていたと言える。ホアンキン・パレーデス (Joanquin PAREDES)⁽²⁴⁾ は、主権の制限はその破壊につながるとして、「行政権はいかなる場合においても議会に内在的なものであり、それゆえその行使は、議会内外の人物に対して委任可能なものにならず、より多くの経験と国民の信頼によってのみ、政府に相応しい人物の任命は決まる」と述べる。そして彼は、議会が「行政権の行使を保持することは、誤りの可能性をもたらすものであり、それは政府設立という特別の措置

が、それぞれ同じ組織から生じているような法律と混同されるおそれがある」と結論づける。

メンデス（Tomás de MENDEZ Y LACHICA）も憲法制定議会からの行政権の分離を主張する。彼は「立法権とともに行政権の行使も、たとえそれが短期間であらうとも、議会自身の内に保持されるなどということは、啓蒙主義以来、いまだかつてヨーロッパの議会でもアメリカ大陸の議会でも起こらなかった」と述べ、市民の自由を実現するためには、「一人の人間または一つの団体に、立法権とともに行政権も集中させることが、圧制の始まりである」ことは明らかであると述べる。⁽⁶⁵⁾そして、今日あらゆる国家が絶対君主制を忌み嫌い、そしてそこにこそ、ペルーがこれまで、君主制的な桎梏から脱しようとして、今でも想像を絶する犠牲を払い続けている理由があるとして、「立法者は支配すべきではなく、支配する者は立法者であつてはならない」（傍点は原文がイタリック）とは、あらゆる人民の叫びであつたと指摘する。⁽⁶⁶⁾さらにメンデスは、「議会に主権が存するのであれば、議会が三権を自らの内に含むことは真実である」としながらも、「しかし、人民は自らの代表者が同時にそれらの権力を行使すべしと、主権を彼等に委託したというのか？私は反対に、それは、諸権力を分立するとの条件の下でのことであると考える」と述べる。⁽⁶⁷⁾彼は主権について、「全国民すなわちあらゆる市民の集合体に本質的なものであり、行政権および司法権は根本的にそこに存する」と述べながらも、「それではなぜ、国民自身が立法を行わないのか？なぜそのために、主権のこの（立法——筆者注）部分を代表者に委任するのか？」と問いつつ、その理由を、人民自らが立法したローマやアテネが崩壊した事例に求め、国民代表が立法し、法律の行使は他の者の手に委ねるべき根拠として、国家の崩壊の回避をあげる。⁽⁶⁸⁾

彼は、行政権の行使が憲法制定議会に存し、それを議会から選出された委員会を通して行使すると説く。「国家最高権力機関」説の唱えるような、議会からは分離されないという意味での「従属的」行政機関の設置については、

次のように批判する。すなわち、委員会構成員の議員職の停止は、選挙民が彼等を選出し付与した諸権力を剥奪することになる。しかし行政権が憲法制定議会に留まるとすれば、それは単に「言葉遊び」に過ぎない。行政権担当議員の職を停止することができるとすれば、彼等は任務遂行の期間は失職し、議会外の人物を選出した場合と同様の結果となる。⁽²⁸⁾もし委員たちが、一方で議員としての諸特権を享受しながら、他方で責任を負うとういうのは、甚だしい矛盾である。⁽²⁹⁾

最後にメンデスは、行政権を担うために要求される特別な能力について、人民は自らの代表をその統治能力に注意を払って選んだのではなく、自らの政治的意思の再生にとって *regeneración política* 最も適切な判断をするような祖国主義と知識に溢れた市民を選んだのだと指摘する。しかし彼にとつて、実際の統治技法はそれとは異なる問題であり、そうした能力に長けている者は少数より多数の中に見出しやすい。彼は、かりに全議員がこの技法を熟知していたとしても、彼等だけがそれを知っているのかという疑問は残り、こうした見方は、選挙から他のあらゆる市民を排除するかにように理解できると彼は言う。⁽³¹⁾選挙において、その忠誠と祖国主義が疑われるような人物の当選を危惧する見解があるが、これは選挙民への侮辱ともとれるものであり、ひいては選挙への不信感となる。そしてメンデスは他の議員に向かつて、「あなた方の無欲な識別能力と自らの職責を全うする強い意志によつて、行政権の行使を担いうる最も優れた能力が認められる一人の人物または複数の人物を選出する権利を行使すべき」ことを主張したのである。

ペデモンテ (Carlos PEDEMONTE) は、ホセ・グレゴリオ・パレーデス議員が提案したように、⁽³²⁾行政権行使の委員会構成員が任期を全うする間、議員職を停止されるのであれば、それは議会外の人物の選出と同じことであるとして、行政権行使の議会からの分離を主張する。⁽³³⁾彼は主権について、「三権は主権に内在的なものであるまさにそのこ

とよつて、議会は完全に立法権、および主として現在の状況において起こりうる重要な他の諸問題に専念すべく、：（中略）：議会外の人物に行政権の行使を委ねれば、主権機能は著しく増大すると思われる。それは、同等の権威を有した下部機関の創設である」と述べるのである。

独立期のペルーにおける国家権力を如何に編成するかの議論において、徹頭徹尾自由主義の立場から、国家権力の「分離」を説いたのはサンチェス・カリオン（José Faustino SÁNCHEZ CARRIÓN）である。彼は議会の性格の如何を問わず、権力の分離こそが専制を防ぐもつぱら唯一効果的な措置であることを主張した。そのサンチェス・カリオンも、主権が国民に国家にありその行使が正統な国民代表機関にあることを認めた上で、次のように述べる。すなわち、「主権は、議会が司法権を保持すべきことの理由にはならないように、行政権を有すべきことの理由にもならない」。そして彼は、フランス革命期の「国民公会」と「公安委員会」の悲惨な事実へ言及しつつ、議会が法の定立と執行のいずれも有することを警戒し、すでに人民および議会に対して専制という鉄棒が大きいのしかかりつつあるとして、「権力の分離、権力の限界の厳密な画定、今こそそれは可能である」と力説する。

マリアテギ（Francisco Javier MARIÁTEGUI）はメンデスとサンチェス・カリオンの議論以外に、現在審議中の議案について明らかにすることはなく、自由を保障する唯一の方法は権力の分立である。我々が経験した害悪は、部分的には、諸権力の混同の結果である。我々は自由でありたいのだ。すなわち、自由はペルー人の氣質なのである」と述べた。

（c）統治形態論争の憲法史的意味

以上の二つの立場は、近代憲法史的には、異なる歴史段階に現れた権力編成原理であるが、「独立戦争の終結と国

の立憲的編成⁴⁰⁾を最重要課題とする憲法制定議会の性格をめぐる見解の違いは、当時のペルーの「独立」をめぐる「革命的」現状をどのように認識しているかの問題と直接関わる。以下では、独立制型行政機関である「共和国大統領」を生み出すペルー憲法史の流れに着目し、先に概観した議論における現状認識、独立戦争終結のための「従属的」行政機関か「独立的」なそれか、そして「合議制」型行政機関か「独任制」型のそれか、の論点について分析を加え、この論争が有する憲法史の意味を、可能な限り読み取ってみたい。

まず「国家最高権力機関」説は、憲法制定議會を「単なる立法府」とは見なさず、独立戦争を勝ち抜くために、同議會への「権力の集中・統合」を主張する。したがって、ここでは、アルセは、権力分立を「市民の自由と安全を攻撃する」可能性を孕んだ憲法制定を意味するとし、憲法制定議会の「国家最高権力機関」としての性格を、国家建設という「例外状況」によって正当化する。そして、ラ・エルモサは、「権力の分立は、自由な諸県が統合された後の国家形態についての議論まで留保されるべき」である点を指摘することを忘れてはならない。両者においては、権力分立それ自身が否定されているのではなく、「権力の集中・統合」はあくまでも、「例外状況」を克服するまでの間なのである。オテロが、国家の存亡に関わると言う「現在我々が置かれている状況」も、パレーデスの言う「急迫不正の法則」と同義であると解され、この立場に共通しているのは、この「例外状況」が「憲法制定までの間」であり、したがって、「権力の集中・統合」は過渡的、性格のものであることを前提している点である。このことは、国家形態の確定が、すなわち独立後の統治形態を歴史・論理的に導くものではないことを意味する。そうだとすると、「国家最高権力機関」説の現状認識は、パレーデスの指摘に見られるように、「サン・マルティン元帥がペルーから離れることによってもたらされる士気の混乱」によって、独立戦争における行政権の「麻痺状態」という懸念が惹起される現実を認識していたと言えるだろう。これは、「独裁的」権力を行使することによって独立戦争

を指導したサン・マルティンが不在だからこそ、それに代わる「権力の集中・統合」機関たる憲法制定議会によるべきとする認識である。これに対して、行政権行使の態様を「合議制」か「独任制」のどちらに求めるべきかについては、「国家最高権力機関」説の立場は明確ではなく、この点に対する緊張感は見られない。オテロのみが、行政権担当機関について、「より迅速な対応をはかる目的」から、「可能な限り少数の構成員」によるべきであると述べる点は、「独任制」型行政機関の可能性を示唆する。

それでは、憲法制定議会を通常の「立法機関」と捉え、行政機関の議会からの分離を説くもう一つの立場は、どのような現状認識と論理構造を持つのか。ホアンキン・パレーデスもメンデスも、憲法制定議会に三権を含む主権が内在することを認めるのであり、その意味で、既に触れたように、「立法機関」説は権力分立論のイデオロギー性には自覚的であったと見ることができると述べる。ここでの理論的問題は、したがって、独立戦争を勝利に導くための行政権行使の在り方である。この点、例えば、ペデモンテは、議会外の者への行政権の委任によって「主権機能は著しく増大する」と述べ、「立法機関」たる憲法制定議会は「現在の状況において起こりうる重要な他の諸問題」への対応に当たるべきであると指摘するが、ここには、主権の立法および行政の作用を分離することによってこそ、「独立」主権の確定が可能となるとする、「国家最高権力機関」説とは逆向きの論理を読み取ることができると述べる。

メンデスおよびサンチェス・カリオンが議会からの行政権の分離を説く背景には、ペデモンテとは異なる「独立」自由の実現の認識がある。両者にとって、絶対君主制からの訣別は「市民の自由」を意味し、立法権と行政権の集中による「圧制の始まり」を回避するためにも、その分離による自由の実現が必要となる。彼等がどのような現状認識を持っていたのかは、メンデスが、行政権を担うための「特別な能力」について、「そうした能力に長けている者は少数より多数の中に見出しやすい」と述べ、憲法制定議会の議員が、「祖国主義と知識に溢れた市民」とし

て選出された事實は、「實際の統治技法」の熟知を意味することではないと指摘した点が重要である。なぜならここに、独立戦争の指揮は純粹な立法機能に馴染まず、「特別な能力」を有する者を議會から独立して任命すべきとする視点が含まれているからであり、この点でメンデスは、「特別な能力」を以ってしなければならぬものとして、当時の政治状況を認識していたことがわかる。また、「行政権の行使を担いうる最も優れた能力が認められる一人の人物または複数の人物」の選出を述べたメンデスの主張から、ここでは憲法制定議會からの行政機関の分離・独立に主眼が置かれており、それが「合議制」たるべきか「独任制」によるべきかの問題への関心は強くなかったと見てよいだろう。

以上の点を要するに、両説は峻別できる性質のものではなく、現状認識や目的の点において重複する面も少なくない。すぐ後で取り上げるように、最終的に設置される「合議制」型行政機関とその解体の歴史的事實は、「国家最高権力機関」説が「権力の集中・統合」による「独立」を目指した点で、現状認識と自らを「万能」と錯覚する過ちを犯したことになる。当該行政機関の「従属的」性格とて、任務遂行の間は構成員の議員職を停止する決定を下した点からしても、「従属的」側面に一貫性を持っていたわけでもなかった。「合議制」では対応できない「迅速さ」を求めるのが独立戦争だったのであり、その意味で、独立戦争を指揮する目的で「独任制」型行政機関たる「共和国大統領」が誕生するその後の事實は、「立法機関」説の認識を妥当なものとするだろう。それゆえ、この統治形態論争は、「主権的」議會において、国家権力の編成に関する異なる歴史認識と現状分析が混在していたことを示しており、そのことがまた、憲法史的には、ペルーにおける「大統領制」を、その出自において、「純粹」たらしめないう憲法史的経緯を作り出すものとなるのである。

(二) 「ペルー最高統治評議会」の設置

憲法制定議会における以上のような議論ののち、上記アルセの提案が可決され、その後なされたいくつかの提案を含め、憲法制定議会の決定を政令の形式で公布することが取り決められた。⁽⁴²⁾

この政令は、一八二二年九月二日夜公布され、憲法制定議会が憲法を制定するまでの間、立法権および行政権を保持することが、「ペルーの独立および自由の確立を強固なものとするために望ましい」と判断した旨が述べられ、以下のことを定めていた。まずペルー憲法制定議会は、憲法公布までの間、暫定的に行政権を保持し、この目的のために結集したのであり、また議会の判断によって、何らかの状況ゆえに必要とされている場合に結集し(同政令一)、行政権は憲法制定議会内部の選挙で絶対過半数を獲得した者から選出される三名の個人から成る委員会が行使し(同二)、この委員会は議会構成員間での輪番制とはしないものとされた(同三)。選出された者は、それぞれ宣誓ののち議員職を停止されるが、ひとたび委員会が解散し必要な職務査察が終了すると復職できる(同四)。この点から見れば、これは、議会「従属的」行政機関というよりは、実質的には両機関の「分離」を定めるものであると解される。また本委員会は、外交およびその他の困難が予想される交渉は議事に諮らなければならず(同五)、憲法制定後、行政権行使のために憲法に従っておこなわれる任命は、本委員会のいずれの構成員に対してもおこなうことはできないとされた(同六)。その他、本委員会は、「ペルー統治評議会 JUNTA GUBERNATIVA DEL PERU」の名称および閣下の称号を有し(同七および同八)、最後に、同議会は、憲法制定議会が付与する権力の限界を定めた法規を制定しなければならない旨が規定された(同九)。引き続き、「ペルー統治評議会」構成員の選挙が行われ、ラ・マール(José de la Mar)が五三票、アルバラード(Felipe Antonio ALVARADO)が四四票、ビスタ・フロリダ伯爵(Conde de Vista Florida)が四二票で、それぞれ選出され、同日政令の形式で公布された。⁽⁴⁴⁾

これを受けて一八二二年一〇月一五日に制定されたのが、「行政権に関する暫定法規（一八二二年一〇月一五日付法律）」⁽⁴⁵⁾である。ここで新たにつけ加えられた内容として、統治評議會を構成する三名はいずれも同等の権限を有し、最多得票の者が議長を務めることとし（一条）、本委員会の名称は「ペルー最高統治評議會 SUPREMA JUNTA GUBERNATIVA DEL PERÚ」（以下、「最高統治評議會」と略記）とされた（四条）。その他、議会との関係における「最高統治評議會」の義務、司法権との関係、地方政府との関係、外交交渉に関わる事項、軍部との関係、ならびに執務体制 Despacho de los Negocios について、それぞれ規定された。

(三) 「ペルー最高統治評議會」をめぐる評価

ペルーの憲法史において、これまで、「最高統治評議會」の設置理由に対し然るべき注意が払われてこなかったと指摘される⁽⁴⁶⁾。既に概観した憲法制定議会の審議において様々な議員が述べたように、ペルーにおける国家権力作用の「即時分離」が当時の要請であり、それは「最終的な」ものとして規定されるべきであった。すなわち憲法制定議会では、サン・マルティンによる「独裁的統治」を経た後だけに、そのような統治構造をもたらす「権力の集中」を回避することは、憲法制定議会の議員に共通の認識であったと見ることができる。しかし他方で、憲法制定議会と同時に、ペルー国家を規定する憲法が存在しない以上、議会の外で合法的にそれを選ぶことはできないとも考えていた⁽⁴⁷⁾。自らを「主権的」と宣言した憲法制定議会だったからこそ、行政権の行使についての議論が高揚したのであるが、先に「立法機関」説の立場として示したように、そこでは、国家権力の民主的正統性の視点からの主権が強く意識されていたことが看取される⁽⁴⁸⁾。

「ペルー最高統治評議會」は、現実の政治状況に関する認識のズレと、そこから生じる規範論理の違いが絡み合

う中で設置されたが、そこから、ペルー憲法史上におけるどのような意義を導出することができるのであろうか。バサドレはこの点を、「評議会の設置は一つの誤りであった」とし、「議会内の理論家たちが生きていた理念の世界は、現実の世界と符合したものではなく、彼等にとつて現実の世界とされていたところのものは、事実の世界までを含みこむものではなかった。独立政府の基本的任務は副王軍との戦争終結にあったのであり、三名の主要な人物の任命はこれにいささかも資するところはなかった」と冷徹な評価をする。

既に取り上げた「国家最高権力機関」説と「立法機関」説との間には、「主権」と「権力分立」という憲法原理論レヴェルでの相違があるが、それは何よりも、当時の「独立＝国家権力」の実態的ありようを、どのように認識していたのかの違いに起因する。数の上では多数説を形成する「国家最高権力機関」説は、その設置理由についても「憲法制定までの間」としており、憲法が存在しない中ででの合法性の調達が不可能であるとしていた点からしても、「ペルー最高統治評議会」の性格を、独立を達成するまでの時限的自己規定をしていた点からしても、過渡的な「革命政府」として位置づけていた。この点を憲法原理的な側面から見れば、次のように描くことができるだろう。独立が確定されるまでの間は、憲法制定議会が「主権的機関」として、これから完全に独立した国家機関の創設は困難であることから、議会従属的な「ペルー最高統治評議会」の手法に依った一見陳腐なこの事實は、見逃してはならない重要性を有する。つまり、「主権的」議会に従属した行政機関の設立という事実が、本来、「厳格な権力分立」を基礎とする米国型大統領制からすれば、ペルーにおける「大統領制」の純粋性を大きく損なわせるものとなる。それは米国型の統治形態とは異なるものとして、後に憲法規範上確定されていくペルーの統治形態を歴史的に基礎づけていくものとなるのである。

注

- (1) Nacion (現代表記では Nación) は本来「国民」の邦訳が与えられる用語であるが、ここでは「国家」と「国民」を等置する訳語をあてた。これは両概念の歴史的生成過程を念頭に置いたものであるが、ここでは何よりも、当時の憲法制定議会の議員等においては、宗主国スペインからの独立が喫緊の課題として強く認識されていた点を重視するからである。さしあたり主権生概念の本籍国であるフランスに関して、参照、杉原泰雄『国民主権の研究』(岩波書店、一九七一年)、樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』(勁草書房、一九七三年)。
- (2) Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 20 de 1822 Tomo XV*, Lima, 1822, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), p.459.
- (3) これは、アルセがサン・マルティンを米国のワシントンのアナロジーで称える発言の中で使われている言い回しである。Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 20 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), p.461.
- (4) 正確には執行権 Poder Ejecutivo と訳出すべきであろうが、ここでは、この用語の概念規定には深く立ち入らず、三つの国家作用の一つとしての「行政権」の意味で使用する。以下、「行政権」という場合、特にことわりのない限りスペイン語でいう「行政権」をさす。
- (5) これはサン・マルティンの辞任によつて「行政権」の主体が不在となったことに因る。
- (6) Manuel VICENTE VILLARÁN, op. cit., p.486.
- (7) Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 20 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), p.465.
- (8) Ibid.

- (9) Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 20 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), p. 466. ただしこの提案に反対した者の中に、のちに取り上げるサンチェス・カリアン、マリブテギ、ロドリゲス・テ・メンドサ、シモンテ、オルメド、スレス・テ・トゥテラなどがいた。Jorge BASADRE, *Historia de la República del Perú 1822 - 1933 Séptima Edición Corregida y aumentada (Tomo 1)*, Editorial Universitaria, Lima, 1983, p. 8.
- (10) このでの整理に関しては、長谷川正安『憲法とマルクス主義法学』（日本評論社、一九八五年）、九一頁以下、影山日出彌『憲法の基礎理論』（勁草書房、一九七五年）、二一八頁以下を参照されたい。
- (11) もともと以下で取り上げる各論者には、両説が混在している点も見受けられるのであり、その意味でこの分類は、あくまで相対的なものであることを付言しておきたい。
- (12) 以下、マルサの議論については、Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), p. 466.
- (13) 以下、ネテロの発言については、Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), p. 468.
- (14) 以下、オルテイスの主張については、Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), p. 472.
- (15) Ibid.
- (16) Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), p. 473.
- (17) Ibid.
- (18) Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario

- de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), p. 474.
- (9) Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), pp. 474-475.
- (10) Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), p. 475.
- (11) 三月九日 Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), p. 478.
- (12) 三月九日 Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), p. 479.
- (13) Ibid.
- (14) Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), pp. 466-467.
- (15) Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), p. 469.
- (16) Ibid.
- (17) Ibid.
- (18) Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), pp. 469-470.
- (19) Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario

- de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), pp. 470-471.
- (30) Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), p. 471.
- (31) *Ibid.*
- (32) Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), p. 473. ベネモンテは最終的に、憲法制定議会への「従属的」行政機関の設置に反対票を投じるが、ホセ・グレゴリオ・パレーデスが自説への批判として述べたこの箇所を誤解しているようにも思われる。なぜならパレーデスは、「行政権が明示された期間機能し、議会から選出されたものであり、立法には関与しない、委員会を通じて行使されるものであれば……」と述べ、必ずしも議員職の停止を意味していると読めるわけではないからである（*Ibid.*——傍点は引用者）。
- (33) Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), p. 474.
- (34) *Ibid.*
- (35) Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), p. 475.
- (36) これらについては、さしあたり、参照、樋口陽一「比較憲法」〔全訂第三版〕（青林書院、一九九二年）一四二頁以下。
- (37) Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), p. 476.
- (38) *Ibid.*

- (39) Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, op. cit. (volumen 3º), p. 477.
- (40) Manuel VICENTE VILLARÁN, op. cit., p. 485.
- (41) 上記の第三の点については、審議を終ずに可決された。Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 3º), p. 489.
- (42) それらの提案とは、第一に本委員会は、外交およびその他困難をともなうあらゆる交渉については、議会に諮る」と、第二に、本委員会の名称を「ルー統治評議会とする」と、第三に、称号「tratamiento」は「閣下 Excelencia」とすること、最後に、本委員会へ付与される権力の限界を定める規定「reglamento」を定める」とである。
- (43) 本政令の条文は、Congreso Constituyente del Perú, Decretos y Comunicaciones, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 3º), p. 19-20 に再録されている。
- (44) Congreso Constituyente del Perú, *Diario de discusiones y actas de la sesión del día 21 de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 3º), p. 490.
- (45) 本法規の条文は、Domingo GARCÍA BELAÚNDE con la colaboración de Walter GUTIÉRREZ CAMACHO, op. cit. 所収のものが依りである。
- (46) Jorge BASADRE, op. cit., p. 9.
- (47) Jorge BASADRE, op. cit., pp. 9-10.
- (48) 「独立」戦争の最中という当時の政治状況からすれば、ここの「主権」がスペインからの「独立」との関わりで念頭に置かれていたことは明らかである。そのことを確認した上でなお、その「国家 Nación」権力を形成するはずの「国民 Nación」が、実質的には制限選挙による一部の市民に過ぎなかった事実からすれば、「国民」およびそれを基礎に成立する「共和制」概念そのもの

のイデオロギー性が浮き彫りになる。

(49) Jorge BASADRE, op. cit. (1983), p.9.

(50) *Ibid.* ちなみにバサドレは同箇所で、統治評議会が発した政令 *Decreto* の冒頭が、「主権的憲法制定議会の委任による *comisionado* ペルー最高統治評議会は」の言い回しで始まることに触れ、これは一八二四年まで公式に使用されたと述べる。

(51) この立場は、憲法理論的分類からいえば「会議政」と位置づけられるものにつながっていく。「統治評議会」の性格は、それが憲法制定議会へ「従属的」であったがゆえに、「議会が決定し執行する」ものと捉えることができると思われる。「会議政」については、さしあたり参照、長谷川正安『憲法とマルクス主義』（日本評論社、一九八五年）九一頁以下。こうした把握が可能であるとすれば、ペルーにおける「大統領制」の歴史的認識を改めて検討し直す必要が出てくるだろう。

第三章 「共和国大統領」の「誕生」⁽¹⁾

独立当時のペルーを特徴づける国家形態論争は、第一章で見たとおり、憲法制定議会において共和派が多数を占めたことよって、事実上、共和派の「勝利」に終わったと言えるが、一八二二年の「ペルー共和国政体基礎法」はこれを規範的に確認する文書となる。とはいえ、一八二二年七月のペルー「独立宣言」後もそれを脅かす王党派の残滓ゆえに、独立戦争そのものが大きく軍に依拠することを余儀なくされる、憲法制定議会を取り巻く当時の政治社会状況の中で、同議会はペルー共和国初の「共和国大統領」を任命し、一八二三年にペルー共和国史上最初の憲法を制定する。

第一節 一八二二年ペルー共和国政体基礎法における「共和制」の導入

独立後のサン・マルティンとペルー副王（スペイン軍）との度重なる会談（とその挫折）、サン・マルティンの腹心であったモンテアグード主宰の「協会」の設立による立憲君主制に対する好意的世論形成の試みといった、立憲君主派による「地均し」が行われながらも、結局は憲法制定議会で共和派が多数を占めた。こうした事実の中で、以下に見る二つの出来事は、「君主制の幻想 *Ilusion monarquista*」を抱く立憲君主派の側からの様々な試みに止めを刺すことになる。⁽³⁾

一八二二年一月二二日、憲法制定議会は、サン・マルティンが独立後のペルーにおける君主候補を探すべくヨーロッパに派遣していた「ガルシア・デル・リオ・イ・パロイシエン使節団」（前出、第一章第二節）を解任する。⁽⁴⁾ サン・マルティンは退任し、モンテアグードが国外追放された今、使節団解任の事実が、共和派が国家形態の選択の場面における帰趨を握っていたといってもよかつた。

「君主制の幻想」に最初の打撃を与えたのは「ペルー共和国政体基礎法 *Bases de la Constitución política de la República peruana*」（以下、「政体基礎法」と略記）の制定である。一八二二年一月二三日、ルナ・ピサローは、一五日以内に政体基礎法案を提出するための特別委員会を任命することを提案し、これに対してはサンチェス・カリオンが、「基礎法が制定される際には、本日欠席のトゥルヒーリョ選出の全議員が出席している必要がある」として、一五日以内という期限に対する異議申し立てを行い、可決された。⁽⁵⁾ これを受けて翌二四日、同委員会構成員に、提案者のルナ・ピサロー、ウナヌエ、オルメド、トゥデラ、フィゲロラの各議員が任命された。⁽⁶⁾

一八二二年一月二八日、憲法制定議会ではラレア国会議長の「時宜に適った」⁽⁷⁾ 演説によって、憲法基礎草案

proyectos de bases de Constitución（以下、「法案」と略記）の審議が開始され、ペルーの政治的国家構造＝政体 *constitución política* を規範的に確定する試みが、憲法典 *constitución* 自体の制定に先立ってなされるのである。⁽⁸⁾

翌一九日の本会議では、ペルーの政体の基礎または基本原理に関する法案の冒頭部分についての審議がなされ、「ペルー憲法制定議会は、政体の基礎として、これらが、権利、義務、ならびに権能に従って、市民と国家権力を担う官吏との関係を確立するのにもっとも適当である以下の諸原理を成すことを認め、規定する」ことが、「激しい議論がしばらくなされたのち」、可決された。それらは次のようなものであった。「ペルーの全地域が一体となつて、ペルー国家 *nación* を形成する」とした法案一条は、「長い審議を経て」可決された。法案二条は「主権は本来的に国家 *nación* に存し、これはスペイン王国およびあらゆる外国の支配から独立するものであり、いかなる人物および一族の所有物とはならない」と規定し、可決された。⁽⁹⁾

ペルー国家の「名称」を規定する法案三条については、二二日および二三日の審議で扱われた。同条は次のように規定していた——「国家はペルーの自由国家と称するものとする」。二二日はこれに関して「長時間激しい議論」が交わされたものの継続審議となり、続く二三日、審議が再開され、「十分に議論がなされた」のち、三三対二七の票差で法案三条は否決され、次の条文が可決された——「国家 *nación* はペルー共和国 *Republica peruana* と称する」。また二五日の本会議では、「その（ペルーの——筆者注）統治は代表民主制 *popular representativo* でなければならぬ」として、ペルーの統治形態を規定する法案四条が可決された。⁽¹⁰⁾

二月一〇日の審議では、法案九条から一三条までが可決された。まず九条は、「自由の確立および保持のためにもっとも必要な原理は、国家権力の主要な三つの作用、通常いふところの三権の分離であり、それらの限界は画されなければならない、可能な限り相互に独立したものとならなければならない」として、「権力分立」の原理がとられ

た。これを受けるかたちで一〇条は、「立法権は本質的にひとつであり、自らに対して競合してはならず、一一条は、「法案提出権は、議会における国民の全代表に帰属する」と規定した。加えて一二条では、「議員は国民の代表として、その人格において不可侵であり、自らの意見ゆえに決して責を負ってはならない」として、議員の不逮捕特権および発言・票決免責特権を定めた。一三条は、「代表は人口を基礎としたものでなければならず」と規定した。

翌一日の本会議においては、法案一四条が「行政権の行使は、絶対に終身制であつてはならず、それ以上に世襲制であつてはならない」と規定し、同一五条は「行政権の行使者および國務大臣は、共同で判断した決定に対しては連帯して責任を負い、各大臣は自ら担当する省に固有の問題に関しては、個別に責任を有するものとする」と定めた。⁽¹⁷⁾

これに対して司法権については、法案一七条で「裁判所は独立である」とされていたが、一四日の審議におけるベドヤ議員の提案によつて、「司法権 Poder judicial⁽¹⁸⁾は独立である」とされ、続けて「刑事裁判における判断は公開で行われる。事實は陪審員によつて認定かつ宣言され、法は裁判官によつて適用される」とし、同日、「十分に議論され」、可決された。

その他、中央元老院 Senado central⁽¹⁹⁾の設置（法案一六条⁽¹⁹⁾）、市民の自由、出版の自由、身体の安全、財産の不可侵性、信書の秘密の不可侵性、賞罰に関係なく法の前の平等、奴隷貿易の廃止などの人権規定を定めた（八条⁽²⁰⁾）。これらの審議を経て、一八二二年一月一六日、憲法制定議会は全二四条から成る「ペルー共和国政体基礎法」を制定し、翌一七日、「最高統治評議会」がこれを公布した。

こうして、独立後のペルーの国家形態は「共和制」をとるのであるが、終身制や世襲制といった君主制的残滓を

否定する行政権規定からもわかるように、ここでの「共和制」は何よりも、君主制のアンチテーゼとして構想されていた。だからこそ、次に見るように、一見、「君主」のごとき「大統領」が存在することになったとしても、そのような意味での「共和制」からの「限界」をもつものとなると考えられていたのであり、ペルーにおける「大統領」が、常に「共和国大統領」の名称を有してきたのは、そのことを裏づける。その意味で、独任制行政機関としての「大統領」の性格に対する緊張感は存在しなかったと見ることができるとは、むしろ「君主制」の否定に最大の眼目を置いた「共和制」をとりながら、にもかかわらず、如何にして「大統領」が誕生することになったのか。それが次節での検討課題である。

注

(1) ここで筆者が、「共和国大統領」の「導入」ではなく「誕生」と捉えるのは、ペルー憲法制定議会が、既に存在した何らかの意味での「大統領制」を「受容」したというよりは、自らの歴史的文脈と時代状況に規定される中で、それを「つくり出さなければならなかった」という契機を重視することによる。無論このことは、そうした「形成過程」において、他国の制度が一切参考にされていなかった、ということを含意するものではない。

(2) Jorge BASADRE, op. cit. (1983), p.12.

(3) Jorge BASADRE, op. Cit. (1929), p.82.

(4) Ibid.

(5) Congreso Constituyente del Perú, Actas de las Sesiones Públicas del 18 de noviembre de 1822, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 1º), p.160.

- (6) Congreso Constituyente del Perú, *Actas de las Sesiones Pùblicas del 18 de noviembre de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 1º), p.161.
- (7) Congreso Constituyente del Perú, *Actas de las Sesiones Pùblicas del 18 de noviembre de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 1º), p.194.しかし、同議事録には演説文そのものは掲載されていない。
- (8) 残念ながら、筆者の手許には、この理由を直接論証する資料がない。ただこの点、ピリヤランが一九一六年当時述べていた見解が参考になる。彼は、次に見る「ペルー最高統治評議会」の無能さが軍の台頭をもたらした事実について、「最高機関が憲法草案の起草に取りかかった当時の状況における議会の性質、その傾向、國家の置かれていた状況を説明する」として、「ペルーは完全には独立してゐなかつた」と述べる (Cf. Manuel VICENTE VILLARÁN, op. cit., p.488.)。このことは、憲法制定を急がせたのが独立戦争であつたことが示唆されているが、「政体基礎法」の制定の背後には、この戦争に伴う「ペルー最高統治評議会」の置かれていた厳しい財政的・社会的状況、軍部の台頭という当時の政治状況、これに加えて、「政体基礎法」の第一義的ねらいが「共和制」の採用にあるとすれば、國家形態論の規範的な解決を急いだと推することはできると思われる。
- (9) 一九日の審議については、参照『Congreso Constituyente del Perú, *Actas de las Sesiones Pùblicas del 19 de noviembre de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 1º), p.195.
- (10) Congreso Constituyente del Perú, *Actas de las Sesiones Pùblicas del 21 de noviembre de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 1º), p.198.
- (11) Congreso Constituyente del Perú, *Actas de las Sesiones Pùblicas del 22 de noviembre de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 1º), p.199. この議事録によれば、このように書かれたところのみで、このよびな議論があつたのかの詳細は不明である。
- (12) *Ibid.*

- (13) Congreso Constituyente del Perú, *Actas de las Sesiones Públicas del 25 de noviembre de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 1º), p.203.
- (14) Congreso Constituyente del Perú, *Actas de las Sesiones Públicas del 12 de noviembre de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 1º), p.216.
- (15) これは、正式に公布される「スルー共和国政体基礎法」においては一〇条の規定となり、以下それぞれ、法案一〇条は正式には一條、法案一條は二條、法案二條は三條、法案三條は八條の規定となった。
- (16) 本条の規定から「このではいわゆる「権力の分立」ではなく、「権限の配分」が意識されていることは明らかである。
- (17) 十二月一日の審議「ひらびた」 Congreso Constituyente del Perú, *Actas de las Sesiones Públicas del 11 de diciembre de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 1º), p.217.
- (18) なお政体基礎法一七条では「poder judicial」となっている。
- (19) 同条項は「一、二、三日の三日間の審議を経て成立した。参照： Congreso Constituyente del Perú, *Actas de las Sesiones Públicas del 11 de diciembre de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 1º), p.217; Congreso Constituyente del Perú, *Actas de las Sesiones Públicas del 12 de diciembre de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 1º), p.218; Congreso Constituyente del Perú, *Actas de las Sesiones Públicas del 13 de diciembre de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 1º), p.219.
- (20) ひらびた「ひらびた」参照： Congreso Constituyente del Perú, *Actas de las Sesiones Públicas del 6 de diciembre de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 3º), p.213. また奴隷貿易の廃止は七日の審議に付加された「ひらびた」(Cf: Congreso Constituyente del Perú, *Actas de las Sesiones Públicas del 7 de diciembre de 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 1º), p.215) 信書の秘密の不可侵性は、法案段階では含まれてい

なかつた。この人権規定は、「権力(限)の分離」を説く統治機構の部分と相俟つて、一七八九年のフランス人権宣言を彷彿させる。ここには、憲法制定議会の議員の多くが、スペインやフランスなどヨーロッパ諸国で教育を受けていたことの影響があるといえるだろう。独立後であつただけに、統治の領域への関心が強まることは当然だとしても、その裏で憲法規範的にはどのような人権が保障されるに至つたのか、両者の連関を歴史的文脈で解くことは重要な作業である。もっともこれは、本稿の直接の主題からは逸脱するため、右の指摘だけにとどめておく。

第二節 初代「大統領」の選出とその背景事情

(一) 憲法制定議会を取り巻く政治経済状況

「政体基礎法」の制定によつて、「共和制」すなわちスペインからの「独立」が「確立」したかに見えた一八二二年末から一八二三年初頭にかけて、ペルーの政治経済状況は、とりわけ独立解放軍との関わりで悪化する。軍人および官吏の給与は、減給された上に未払いのまま、国庫は枯渇の一途をたどり、夜八時以降の夜間外出禁止令やリマ郊外地域の夜警の義務など、経済的にも社会的にも不安定な状況から脱せずにはいた。

こうした状況を打破しうる兆しが見えてきた一八二三年一月二日、チリとの国境に近いペルー南部のモケグアで、アルバラード (ALVARADO) 率いる解放軍がスペイン軍に大敗する事件が起こる。これは、独立解放軍がスペイン軍に優勢を誇っていた時期だけに、「ペルー国内の政治構造が一変するはじまり」⁽¹⁾ だったと評されるほどの大事件であつた。憲法制定議会は兵員確保のための必要な措置を「最高統治評議会」に命じ、これはスペイン人住民への厳しい弾圧措置をとるものの、いずれも徒勞に終わった。兵員確保に国人奴隸が召集され、教会から資金を持

ち出し、地方に食料や軍資金、武器や馬の調達を依頼するありさまであった。

そうした混乱の最中の一八二三年二月二十六日、陸軍大佐のサンタ・クルス (Andrés SANTA CRUZ) を筆頭に二三名の軍人による署名がなされた嘆願書が憲法制定議会へ送られた。そこには、「最高統治評議会」はかつて一度たりとも人民および軍の信頼を得たことはなく、内密にして活動的かつ精神的に非常事態に対応できるのは合議体ではないとして、指揮能力があり、迅速に部下を従わせることができる最高司令官の任命と、当該最高司令官にはリバーアグエロ大佐が憲法制定議会が指名する人物にふさわしい旨がしたためられていた。⁽²⁾ 加えて、この軍部の動きに民衆の暴動が結集し、翌二七日、軍は兵舎からリマから〇・五レグアのパルコンシーリヨ (Balconcillo) の大農園付近にまで迫り、そこから軍が新たに発した文書において、軍はペルーの独立を確たるものにする憲法制定議会の決定を待ち望んでおり、議会自らが維持すると誓った国民代表に対する議会のよりいっそうの思いと尊重を要求するものであることが述べられていた。⁽⁴⁾ 民衆の暴動も、議会が審議を行っていた大学付近にまで迫っていたのである。

(二) 「共和国大統領」の選出

憲法制定議会は一八二三年二月二七日、軍の要求について審議する⁽⁵⁾か、その前に、マリアテギヤルナ・ピサーロをはじめとする五名の議員から、憲法制定議会は現在、自由が制限されている状態にあることから、いかなる決定もなすべきではないとの動議が提出され、これに対して、五名の議員が反対した。⁽⁷⁾ ペデモンテは、「最高統治評議会」はあらゆる権威を喪失し、軍の動きに対していかなる措置も講じないことを表明した以上、解散させるべきであるが、新政府の選出を行うには、議会にはあまりにも必要な自由が欠如していると指摘した。

そこでウナヌエが、「兆しが見えつつある無政府状態の一部から生じうる恐ろしい結果を回避すべく」、次のよう

な提案を行い、審議に付されることになった。それらは第一に、軍は速やかに兵舎へ戻ること、第二として、憲法制定議会によって委任されている「ペルー最高統治評議会」は任命権者のもとへ戻ること（すなわち解散——筆者注）、第三に、国民代表機関が本件に関し完全に審議できるようになるまでの間、暫定的に軍参謀長が行政権の行使を担当すること、であった。これらをめぐって激しい議論が展開されたのち、ウナヌエの提案が可決され、同日夜、行政権の行使は「最高統治評議会」からタグレ (José Bernardo de TAGLE) 参謀長の手にわたったのである。

翌二八日⁽⁹⁾、憲法制定議会は、サンタ・クルスが、憲法制定議会を尊重はするが、リバーアグエロを選出しなければ、自分を含め他の軍人は退役し出国するだろうと述べたとの報に接し、ペデモンテにとつてこの言葉は、憲法制定議会を軍の要求に応じさせるに足る説得力をもっていた。またサンチェス・カリオンは、独立解放軍のペルーからの撤退はすなわち独立の失敗を意味し、憲法制定議会は「より少ない悪」を選択すべきであることから、共和国を救出し最悪の状況を回避する唯一の手段は、リバーアグエロの選出に署名することであると述べた⁽¹¹⁾。投票においてリバーアグエロは、議員総数七〇名のうち最終的には三七名の賛成で選出され、同日の決定の中で、リバーアグエロに「共和国大統領 *Presidente de la Republica*」の称号が付与された。しかしここでは、大統領の権限についても任期についても、規定はなされていなかったのである⁽¹³⁾。

こうしてペルーにおいては、憲法制定議会と軍部との対立という政治状況の中で、いわば当時の政治状況の要請によつて「共和国大統領」が誕生した。ところで、ここに冠された「共和制」に君主制の否定原理という含意まで読み取ることができるのだろうか。この点に関しては、サンチェス・カリオンが述べた「共和制を救う手段として」という見解が示唆を与える。彼が言う、「共和国大統領」の選出が「共和制を救う手段」であったのなら、当時の「独立」という時代状況の中におけるペルーの「共和制」原理には、そもそも独任制行政機関を許容する契機

が含まれていたと見ることはできるのである。逆にペルーの国家形態が、独任制行政機関を歴史的にも論理的にも否定する「共和制」を意味していたのだとすれば、一八二三年憲法によって「導入」された「共和国大統領」は当初から、その限りでその「独任」的性格が削ぎ落とされたものであったと見る余地がある。次節で概観する一八二三年に制定されるペルー共和国憲法が、この問いに答えるよすがとなるかもしれない。

注

- (1) Jorge BASADRE, op. cit. (1983), p. 15.
- (2) Jorge BASADRE, op. cit. (1983), p. 16.
- (3) スペイン系諸国で用いられる長さの単位であり、一レグアは約五・五キロメートルである。
- (4) Jorge BASADRE, op. cit. (1983), p. 16.
- (5) 川畑の審議ごしごしを参照。Congreso Constituyente del Perú, *Actas de las Sesiones Públicas del 27 de febrero de 1823*, en *Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú*, en op. cit. (volumen 3º), pp. 287-289.
- (6) その他はフェレンロス (FERREYROS) / コルメナレス (COLMENARES) / アンリヤン (ARELLANO) によった (Ibid.)。
- (7) これらは、モラーレス (MORALES) / ロドリゲス (Antonio RODRÍGUEZ) / ミランダ (MIRANDA) / カルネナス (CARDENAS) / ラ・ホルモサ (LA HERMOZA) / オストロサ (OSTOLAZA) によった (Ibid.)。
- (8) Congreso Constituyente del Perú, *Decretos y Comunicaciones*, en *Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú*, en op. cit. (volumen 3º), p. 142.
- (9) 川畑の審議ごしごしを参照。Congreso Constituyente del Perú, *Actas de las Sesiones Públicas del 28 de febrero de 1823*, en *Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú*, en op. cit. (volumen 1º), pp. 290-292.

- (10) Jorge BASADRE, op.cit. (1983), p.17.
- (11) Congreso Constituyente del Perú, *Acta de las Sesión Pública del lunes 28 de 1823*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 1º), pp.291-292.
- (12) Congreso Constituyente del Perú, *Decretos y Comunicaciones*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 3º), p.143.
- (13) Jorge BASADRE, op. cit. (1983), p.17.

第三節 一八二三年憲法における「共和国大統領」の性格

憲法制定議会は、一八二三年四月二八日の本会議から新憲法草案の審議を開始し、同年十一月二日、全一九四条から成る「ペルー共和国憲法 Constitución Política de la República del Perú」(以下、一八二三年憲法と略記)を制定した⁽²⁾。

同憲法は第一部「国家」の第一章で「ペルー国家(＝国民)」について規定し、ペルー国家 *nacion peruana* の構成要素、スペイン王国からの独立のほか、主権は国民にあり、その行使は権力の受任者を通じて行うと規定するなど(三条)、一八二二年の「政体基礎法」の主権規定を踏襲している。ところが、ペルー憲法学の通説的見解は、一八二三年憲法こそを共和国史上「最初の憲法」と位置づけるものの、この憲法には国家形態に関する規定が存在しない⁽⁴⁾。既述のとおり(前出、第一章)、ペルー独立が宣言された一八二一年当時、国家形態の問題が大論争にまで発展した事実を鑑みれば、これは一見、不可解である。これを理解するには、憲法制定議会の「主権的」性格を強調し

た憲法制定者たちが、統治形態論争でしばしば言及した「憲法が制定されるまでの間」という彼等の現状認識が示唆的であろう。すなわち、国家形態規定の不在は、決して憲法制定者等の過失による「法の欠缺」ではなく、政体基礎法も一八二三年憲法も同一の制定者によることも併せて考えれば、彼等にとつて「新たなペルー立憲国家の創設的文書」が政体基礎法であつて、実質的には、これこそ共和国史上「最初の憲法」と見なすべきものである。したがつて、一八二三年憲法における国家形態規定の不在は、「政体基礎法」と併せて理解されなければならず、後者の制定によつて、独立国家ペルーの国家形態論には、少なくとも決着がついたと考へられていたと思われる。

続く第二部「統治」の第一章では「その形態」について規定する。ペルーの統治は代表民主的制であり（二七条）、その行使は、立法、行政、司法の三権の行使にあり、そこでは国家権力の主要な作用は分離される（二八条）。そして三権のいずれも、決して他の権力に与えられた権限を行使してはならないとして（二九条）、ここでも「権力分立」原理を採用し、「政体基礎法」との類似性を見せる。

以上のような「国家」と「統治」に関する規定によつて規範的にかたちづくられるペルー国家の中で、本稿の中心的課題を成してきた行政権の行使主体はどこであり、どのように行使されるのか。第二部第五章の規定がそれに該当する。

まず行政権の行使は「共和国大統領」の名称をもつ市民に専属するとしており（七二条）、「最高統治評議会」ではなく、一八二三年に独立戦争を担う軍部の要求を憲法制定議会が呑むかたちで誕生した「共和国大統領」を、憲法上取り込んだ。また、大統領によるあらゆる行政行為には、主務大臣の署名がなければならず。この要件を欠く行為は、この権力によるものではないものと見なされる（七三条）。行政権の行使は決して終身制であつてはならず、それ以上に世襲制ではあつてはならない（七四条）とする点は、「政体基礎法」と同じである。さらに同条は、

大統領の任期は四年であり、他の任期四年間が経過していなければ同一の個人が再任されてはならないと規定し、権限も任期も定められなかった最初の「共和国大統領」とは性格を異にする。また大統領になる要件は、(一)生まれながらにしてペルーの市民であることと、(二)議員になると同様の資格が必要となり、精神的かつ慎重を期して自由に共和国を指導する能力を有していること、とされた。そして大統領は、共和国の行政全般の長であり、その権限は国内における治安維持から、憲法および法律に従って安全保障にまで及ぶ(七九条)。さらに共和国大統領および同副大統領は、「元老院 Senado conservador」の提案する個人の中から議会が選出するものとされていた(六〇条二四号)。

以上の規定から、一八二三年憲法における「共和国大統領」の規範的性格をどのように描くことが可能となるのだろうか。「共和国大統領」の誕生の経緯からすると、そもそも「政体基礎法」の制定によって「共和制」を確定した憲法制定議会において、独任機関による行政権行使の形態が将来的に構想されていたわけではなかった。「政体基礎法」(九条)も一八二三年憲法(二八条)もいずれも「権力分立」原理を採用するが、しかし前者においては、憲法制定議会の下で存在した「最高統治評議会」は議会に從属し、他方で一八二三年憲法下での「共和国大統領」の選出は(元老院の提案にもとづき)議会によってなされるのであり、その意味において、「共和国大統領」は自らの民主的正統性を議会に負っている。そうだとすると、いずれの場合においても、「行政権の立法権への從属」という構図が描きうるのであり、その意味では、議会の「主権的」性格はいわば無傷のままであり、そうした文脈から捉え返した場合、当時のペルーにおける「権力分立」規定の規範的意味が明らかになる。すなわち、リバーアグエロがペルー初代の大統領に任命された事実は、以上のことから——そして、サンタ・クルスが議会に宛てた文書で述べていたように——あくまでも危機¹⁾的状况を乗り切るための「革命政府」的なものであったことを示している。

バサドレが「行政府がひとつの陰だったとしたら、共和国大統領はひとつの陰のまたその陰であった」と述べるほど、ここではなお、「国家最高権力機関」としての憲法制定議会の性格は維持され、「権力分立」はその限りで、同議会の権力作用の配分を定めるものに過ぎなかった。

ペルーが長い植民地時代の「君主制」を経験したのちに採用した「共和制」は、したがって、議會を「主権」の担い手とする国家権力のありようを示すのであり、独任制としての当時の「共和国大統領」は君主制の伝統に由来する「共和制における君主制的なもの」として捉えることはできないほど、その君主が持ちえたような一人の者が全権力を掌握するような独任的性格は有していなかったと見る余地があるのである。

注

- (1) Congreso Constituyente del Perú, *Acta de las Sesión Pública del lunes 28 del 1822*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 1º), p.337.
- (2) しかしこの憲法が施行されることは、ペルー憲法史上一度もなかった。
- (3) Domingo GARCÍA BELAÚNDE, *La constitución en el pendulo*, Editorial UNSA, Arequipa, 1996, p.2.
- (4) Congreso Constituyente del Perú, *Acta de las Sesión Pública del lunes 29 de 1823*, en Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, en op. cit. (volumen 1º), p.338 に掲載されている憲法草案の段階からこの規定は含まれていなかった。
- (5) Domingo GARCÍA BELAÚNDE, op. cit. P.3.
- (6) これは立法機関ではなく諮問機関であり、立法権はあくまでも一院制の議會に留保されていた (Cf: Manuel VICENTE VIL-LARÁN, op. cit., p.493)。もし「保守」であれば「保守 conservador」という名に値するいくつかの機能を有していたこと (Ibid.)。

(7) Jorge BASADRE, op. cit. (1983), p.42.

(8) Ibid.

(9) これは、佐藤功「君主制と共和制——君主制的なものと共和制的なもの——」宮沢俊義先生還暦記念『日本国憲法体系第三巻 統治の原理』（有斐閣、一九六四年、一〜四七頁）。

おわりに

独立後のペルーにおける「共和制」の採用および「共和国大統領」の誕生の歴史的経緯を探る以上の考察から、ここで改めて、既に引いたバサドレの歴史認識——ペルー独立史における地政学史的要素からの「連続性の原理」と政治哲学的な「変容の原理」⁽¹⁾——が、いっそうの説得力をもって響いてくる。米国を典型とする大統領制の一般的特質としては、「厳格な権力分立」原理の基盤の上にある大統領の「独任 unipersonal」的側面がある。そうだとすると、独立戦争の勝利・終結という現状の中での、「主権的」議会従属的な「ペルー最高統治評議会」の設置、そして、軍の要求の結果としての「主権的」議会による「共和国大統領」の任命といった、ペルー憲法史の中で「共和国大統領」の誕生過程から、それはまさに、独立戦争という「革命的」状況の歴史的産物であったことが窺える。こうした「ペルー固有」の文脈を重視する観点からは、独任機関としての大統領制一般との同一視は困難であると言わざるをえない。

既に触れたように、ペルーにおいて「共和国大統領」が憲法上実定化されるのは一八二三年憲法においてであるが、このことは「主権的」議会の下での「ペルー最高統治評議会」という合議制型の行政機関の試みを経験した後

のことであり、同憲法において「共和国大統領」が導入されたことの歴史的意味が問われなければならない。現実には、前出の第三章第二節で扱った当時の状況が重要であるが、後世において、「王冠なき君主 *Monarca sin corona*」の異名を冠される「ペルー共和国大統領」は、「統括する」または「支配する」者としてのいわば無制限の大統領ではなく、「共和制」という国家形態の中でのみ存在しようという意味での限界を示している点に、ペルーにおける国家形態と統治形態が歴史的に接合される契機を見て取ることができる。

一八二三年憲法は、「行政権の行使」が「共和国大統領」の名称を有する一市民にあり（七二条）、議会在、上院が提出する個人（候補者）の中から共和国大統領および副大統領を選出するものと規定していた（六〇条二二号）。独立宣言以降の一八二三年憲法制定過程から明らかのように、一八二三年憲法段階ではなお、議会に「従属的な」行政権（その担い手としての共和国大統領）が想定されていた。行政権の行使主体としての「共和国大統領」の議会従属的な位置づけおよびその性格は、一九三三年憲法によって「国民の体现者 *personifica a la Nación*」として憲法規範上新たな性格を付与されるまで、その後制定されるいくつかの憲法によって承継されていく。同時にその選出方法は、一八五六年憲法において、識字・財産要件を伴った制限選挙ではあるが、「国民」の直接選挙による公選制が導入されることにより三七条および七五条）、かつての議会「従属的」な「共和国大統領」は同憲法以降の憲法においては直接、民主的正統性を付与されるようになる。「国民の体现者」の性格と直接公選制という選出方法が結合した二〇世紀初頭、当時のペルーを代表する公法学者ビクトル・ベラウンデ（Victor Andrés BELAUNDE）が次のように述べていたことは、改めてそうした「共和国大統領」の史的变化を裏づける——「我々の性格上の欠陥と深く根付いている社会的悪癖ゆえに、副王を取り巻いていたのとまったく同一の外見的絢爛さと、副王時代と同じ隷属状態と服従の雰囲気、今日、国家元首を取り巻き、植民地時代の華やかさが息を吹き返しつつある。今や誇張

なしに共和制は、インディアス枢機会議 Consejo de Indias、聴訴官 oidores、執務査察制度 juicio de residencia (といった制限を有しない——筆者注) 君主なき副王 un virrey sin monarca である⁽³⁾ (傍点は引用者)。

以上のように、本稿で扱った「共和国大統領」の誕生には、ペルーの「独立」を確たるものにしなければならなかった当時の時代状況が、まずもって確認されなければならない。そしてそのような「革命的」状況の中での憲法制定は、国家と社会の歴史の変動が憲法規定において結実したものと捉えることができるのではないだろうか。そうだとすれば、一九三三年憲法における大統領の性格規定の変容にもまた、その背後に、論理的には類似の国家と社会の史の変容が潜んでいると推測できるだろう。この点を明らかにすることが、「王冠なき君主」の憲法構造を別判するための、筆者の次の課題となる。

注

- (1) Jorge BASADRE, op. cit. (1983), p.1.
- (2) 一八二八年憲法は大統領を「最高行政権の帰属者」と位置づけ(八二条)、一八三四年憲法は「国家行政全体の長」として(六七条)。一八三九年憲法は「行政権の最高帰属者」とし(六八条)、一八五六年憲法(七三条)、一八六〇年憲法(七八条)、一八六七年憲法(七〇条)、ならびに一九二〇年憲法(一一一条)はどれも、「行政府の長」と規定していた。なおここには、一八二三年憲法に続く一八二六年憲法を含めていないが、それは、同憲法が「行政権は一名の終身大統領、一名の副大統領、ならびに四名の國務長官において行使されるものとする」と終身大統領制を規定していたことから、ここでの対象には含まれないことによる。

(3) Victor Andrés BELAUNDE, *La crisis presente 1914-1939 (6ª edición)*, Ediciones y Distribuciones E. I. R. L., Lima, 1994, p.121. なお、同

箇所のインディアス枢機会議、聴訴官、執務査察制度については、拙稿「ペルーにおける『大統領中心主義』の統治構造——大統領の再選問題を手がかりに——」（二）『法政論集』第一九三号（二〇〇二年）、一六二頁、注⑳、㉑、㉒を参照されたい。